

藤沢市都市公園条例の一部改正について
 藤沢市都市公園条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）12月1日提出

藤沢市長
 鈴木 恒 夫

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例
 藤沢市都市公園条例（昭和35年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第19条関係）

占用区分		使用料	
電柱	第1種電柱	藤沢市道路占用料徴収条例（昭和39年藤沢市条例第57号）別表の規定を準用する。	
	第2種電柱		
	第3種電柱		
電話柱	第1種電話柱		
	第2種電話柱		
	第3種電話柱		
その他の柱類及び支線			
電線	共架電線その他上空に設ける線類		
	地下電線その他地下に設ける線類		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			
郵便差出箱			
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			
外径が1メートル以上のもの			
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防水用貯水槽その他これらに類する施設で地下に設けられるもの			
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの			

標識	
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのための仮設工作物	看板、横断幕その他これらに類するもの
	その他のもの
工事中施設及び工事中材料置場	
上記以外の工作物その他の物件又は施設	

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市都市公園条例別表第5の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた都市公園の占有に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた都市公園の占有に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市道路占用料徴収条例において定められている占用料が改定されることを受け、都市公園の占有に係る使用料について、当該条例に準ずることとするため、所要の改正をする必要による。